

2025年8月1日

エムボックス^{※1}ウイルス検出試薬「ジーンキューブ[®] MPXV」保険適用のお知らせ

当社は、2024年10月10日に厚生労働省より製造販売承認を取得した、全自動遺伝子解析装置「GENECUBE[®]」専用のエムボックス^{※1}ウイルス検出試薬「ジーンキューブ[®] MPXV」(以下、本製品)について2025年8月1日より国内で初めて^{※2}保険適用となりましたことをご案内いたします。

エムボックスは、オルソボックスウイルス属のエムボックスウイルスによる発疹や発熱などの症状を伴う感染症です。1970年にザイール(現在のコンゴ民主共和国)でヒトへの初感染が確認されました。2022年頃より中央アフリカから西アフリカを中心に流行が拡大。2022年7月と2024年8月には、世界保健機関(WHO)によって「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と宣言されました。国内でも、2022年7月に患者が確認されて以降、散発的に患者の発生が報告されています。現在、感染症法上では4類^{※3}感染症に分類されています。

本製品は、皮膚病変、粘膜病変、または咽頭ぬぐい液中のエムボックスウイルス DNA の検出に使用する体外診断用医薬品です。専用装置である「GENECUBE[®]」を用いて、エムボックスウイルスに特異的な遺伝子配列をターゲットとするPCR(ポリメラーゼ連鎖反応)法により、迅速にエムボックスウイルス DNA の検出が可能です。本製品は、国立健康危機管理研究機構(旧 国立研究開発法人国立国際医療研究センター) 国立国際医療センター 国際感染症センター(所在地:東京都新宿区、国際感染症センター長:大曲貴夫)の総合感染症科医師の山元佳氏と共同で開発しました。

当社は、全自動遺伝子解析装置「GENECUBE[®]」および専用検出試薬の普及を通じて医療現場における遺伝子検査体制の充実を支援するとともに、感染症の拡大防止と医療従事者の負担軽減に貢献できるよう努めていきます。

※1: 2023年5月より、感染症法上の名称が「サル痘」から「エムボックス」に変更されました

※2: 2025年8月1日時点、当社調べ

※3: 動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症

■「ジーンキューブ[®] MPXV」について

- ・一般的名称: エムボックスウイルス核酸キット
- ・製品名: ジーンキューブ[®] MPXV
- ・製品分類: 体外診断用医薬品
- ・承認番号: 30600EZX00029000
- ・使用目的: 皮膚病変、粘膜病変又は咽頭ぬぐい液中のエムボックスウイルス DNA の検出(エムボックスウイルス感染の診断補助)
- ・保険適用情報:
 - ・保険点数: 700点
 - ・準用保険点数: D023 微生物核酸同定・定量検査「19」

※本製品は、「GENECUBE[®]」専用試薬です。

以上

本プレスリリースには、製品についての情報が含まれておりますが、これらはプロモーション、広告を目的とするものではありません。

■お問い合わせ先

東洋紡株式会社 コーポレートコミュニケーション部 広報グループ
電話: 06-6348-4210 E-mail: pr_g@toyobo.jp